



改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2024 年 4 月 1 日

派遣労働者の数	31 名
派遣先の数	5 社
派遣料金の平均額	19,656 円
派遣社員の賃金の平均額	12,661 円
マージン率	35.6%
教育訓練に関する事項	貿易実務研修・安全衛生教育・マナー教育
その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項	なし
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している 有効期間終期：令和 7（2025 年）年 3 月 31 日
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社総務部 03-3586-1870

